

日本の永世中立について

——日本国憲法第九条の平和規定と永世中立主義の問題——

田 畑 忍

一

永世中立の国家としては、旧くからスイス（条約による永世中立）とスエーデン（政策による永世中立^(註一)）がある。また新しく（一九五五年）、永世中立の宣言をしたオーストリア（宣言による永世中立）がその中に数えられる。更にまた社会主義国家群の中にも、ユーゴスラヴィア・ハンガリー等が、永世中立国家として出現している。そのほか、A A諸国家でいわゆる積極的中立政策を取っているものは、一九五四年六月二十八日の平和五原則で有名なインド、そしてこれを支持しているインドネシア・アラブ連合・カンボジャ・アフガニスタン等々、その数に乏しくない（戦争時中立は、ここでは問題ではない）。

このような世界史的現実にもむいて、「中立は幻想にすぎない^(註二)」、とする中立排斥の主張や政策も現に存在している。すなわち、米英等が軍事同盟主義の政策をつづけているのに呼応して、我が自民党・民社党の主流の諸君が、この立場を代表している（日本共産党も、ソ連・中国も、かつては（一九五三・四年の頃までは）、中立主義を強く非難する立場をとっていた^(註三)）。それ故、自民党の政権下にある日本の政治は、其の平和主義憲法にもかかわらず、中立政策

をとり得ないのである。そののみならず、日本は、一九五一年、時の吉田内閣が、サンフランシスコ講和条約と同時に、米国と盟約してつくった日米安保条約体制により、軍事同盟政策の道へ大きく逆行してしまっているのである。

しかし日本は、永世中立国家であるべきだ、とする主張が、国内においてはもちろん、国外にも存在する。学者としては、例えば田岡良一教授が夙にその可能性を説いていた。^(註四) かつて占領軍司令官であったマッカーサー元帥も、当初このような所感を発表したことがあった。^(註五) また現在では、ソ連・中国も、日本の中立を認める政策をとっている。

これに即応して、日本の共産党も、社会党とならんで、強い中立政策の主張者になっている。^(註六) そのため、中立主義と共産主義とを同一視するものもあるくらいであるが、それは、もちろん偏見か誤解にすぎない。^(註七) というのは、最も熱心に日本の永世中立を望んでいるものは、平和を愛する日本国民だからである。^(註八)

(註一) スエーデンは、通常、永世中立国だとせられていない。しかし百数十年の間、政策的に中立を堅持してきた国であり、現に断乎として軍事同盟に参加せず、永世中立政策の国家意思を明示している。従って、これを、政策による永世中立国家として国際法の概念としても認むべきだと私は考えるのである。

(註二) 池田首相が、中立幻想論を主張して、レーニンですらも同意見であった、と言ったことは、自国の平和憲法を知らざるものとして、悪評がある。

(註三) ソ連も中国も、従ってまた一般に共産党の諸君は、かつては、中立主義平和主義を非難攻撃した。現に、私は、昭和三十年(一九五五年)七月、ヘルシンキで開催された世界平和大会に於て、そのような代表の諸君と、軍縮にかんする委員会の席上で、論争をした経験がある。しかし彼等は、のち、オーストリアの永世中立の成就(鈴木茂三郎「オーストリアの中立」参照)を積極的に支持するようになり、これを契機に、中立主義と軍備全廃とを、評価し主張するようになった、特に日本の中立については、一九五八年十一月、中国の陳毅外交部長により賛成の声明がなされ、また同年十二月、ソ連のグロムイコ外相が、日本中立の承認保障の用意がある旨のソ連政府覚書を日本政府に手交するにいたった。しかし、尾上正男教授(「ソ連の中立主義にたいする態度」)は、これをソ連外交の謀略であって信用できない、と見ている。また、猪木正道教授(「日本における中立論の批判」・田中直吉教授(「中立主義と日本外交政策」)等は、共産党の中立論を偽装的中立論だと呼んでいる。もちろん、このよ

がに見るのは間違っている（前芝確三「国際政治における中立」参照）。

（註四） 田岡良一『永世中立と日本の安全保障』参照。

（註五） マッカーサー元帥は、日本占領軍の司令官として、平和憲法を称讃し、日本がスイスのような永世中立国家になることは、最も望ましきことである、という意味のことを当時言った。しかし朝鮮動乱により、彼は自衛軍の必要を説くようになった、そして自衛隊の前身である警察予備隊を創設させた。遠藤三郎元中将は、無軍備の平和と中立を常に力説している。

（註六） 社会党と共産党及び其の他の人々の標榜する積極的中立主義は、必ずしも永世中立を説くものではなかった（例えば岡倉寺本『戦後の世界政治』参照）。また、それは米・ソ・中・日を含む地域的集団安全保障体制の政策として主張されたこともあるが、その永世中立主義の政策は漸次固成されつつある。現に一九六一年九月二日に開催された中立国首脳会議に寄せた社会党のメッセージにも、永世中立主義の主張が謳われている。また共産党の中にも永世中立主義に近い主張がある（例えば、神山茂夫『日本の中立と独立』参照）。とにかく日本の場合、積極的中立の主張は、後に説くように、新しい型の永世中立の主張に高められねばならないし、またそのようになりつつある。

（註七） 米国の政治家の一部には、ダレスやアイゼンハウアーの如く、中立主義と共産主義とを混同するものがある。また日本の反動政治家と学者の中にも、これに倣う同様の主張者が多い。

（註八） 日本国民が平和を熱望するようになった原因は、原爆による敗戦によるところが大きい。時の首相幣原喜重郎の熱意によって実現した憲法の平和主義規定も其の一つの結果であるが、平和主義憲法の制定が、更に日本国民の平和主義思想を強化するにいたったものと言えよう。幣原が、「我々は戦争放棄の宣言を掲ぐる大旗を翳して、国際政局の広漠たる原野を単独に進みゆくのでありますけれども、世界は早晚戦争の惨禍に目を覚し、結局私共と同じ旗を翳して遙か後方に踵いて来る時代が現れるであります。」と言った其の抱負が、当時から、すでに国民の憲法意識にあったのである。

二

永久平和主義は、前示のとおり、日本国憲法の定めているところである。従ってそれが、永世中立主義と、その立っているプリンシプルを共通にしていることは疑い得ない。「中立は幻想だ」、とうそぶきつつ、再軍備と戦争を構え

ている日本の反動的政治家たちは、この事実を知らないのであるか、或いはこれを無視しているのであるか、その何れかであろう。否、中立に反対する人々は、日本国憲法の平和主義を好まず、実はこれを改悪しようと企んでいるものである。彼等は、それ故、最早保守主義者ではなくて、反動家と呼ばれなければならない。^(註一)

周知のとおり、日本国憲法は、序節で平和愛好主義を謳っており、第九条で、永久平和主義の原則を定めている。そして後者は、思想的に前者を当然の前提としている。すなわち序節第二段には、次ぎの如くに述べられている。曰く、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われわれは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」日本国憲法が、序節で鮮明にしている原理は、すなわち平和の念願であり、平和的生活の決意であり、平和の維持であり、全世界の国民の平和的な生活の権利の確認である。それは前述の如く、平和愛好主義と言うことになる。したがって未だ平和主義それ自身ではなく、単にその前提的精神にほかならない。しかるに、日本国憲法第九条は、序節所定の平和愛好主義を前提として、これに一步を進めた永久平和主義の原則を定めているのである。第九条は次ぎの如くに規定している。曰く。

「(1)日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(2)前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」すなわち、この第九条が、第一項で、すべての戦争と、国際紛争解決のための武力行使・武力威嚇を永久に放棄し、この目的達成の趣旨で、第二項で軍備(戦

力)と、及び交戦権とを放棄することを宣言し、かくして万国戦争放棄の念願をこめて、『永久平和のために』^{ツムエウワイケンフリーデン}を書いたカント、戦争放棄を唱えた内村鑑三・安部磯雄等^(註二)の唱えた永久平和主義を高らかに謳っているものであることは何等の疑いがない。条文を文字通りに読めばそれは何人にも明らかであろう。従って、第二項で、第一項の目的を達するため、保持しないとしている陸海空軍その他の戦力が、すべての戦力(軍備)を意味するものであり、従って自衛軍もこれを保持しないとするものであり、また自衛的交戦権もこれを認めないとするものであることは疑いない。しかし平和的自衛権と治安維持の武力を保留していることもまたもちろんである。^(註三)すなわち、このような客観的に見て正しい法解釈が、平和を愛する多くの国民に支持されているゆえんである。またこのような解釈は、多くの専門学者が、その説明やイデオロギーに於てヴァライエティーをもっているにもかかわらず、結論に於て見事に一致しているところでもある。^(註四)

しかし、この支配的で正しい解釈に対して、一部では、第九条が、自衛戦争等はこれを認めるものであり、従って部分的な戦争放棄だけをきめているにすぎないものであり、また自衛戦争・自衛戦力を放棄していないものである、とする解釈が行われている。それは、最初幣原に共鳴して平和主義に協力しながら、のちに変説したマッカーサー元帥の政策的示唆に基いている。そして、自民党の芦田均が、先づ最も熱心な其の主張者になったのである。しかし、この解釈は、学説としては少数説^(註五)であり、また国民的確信の点に於ても、多数の支持を期待し得ない。しかるに、最初(第一次吉田内閣——一九四六―七年)、客観的な多数説を採用していた政府は、のちに主観的で誤った少数説を、その有権解釈として採用するようになった。すなわち政府は、其の再軍備政策に都合の好い解釈に乗り換えたのである。そうして現在では、更に、核武装・海外派兵さえも憲法上可能である、と主張するようになってきているのである。民社党の主流も、これに近い見解と政策とを示すようになってきている。

かくのごとき事態に於て、恰かも、憲法の改悪を狙う憲法調査会の会長高柳賢三教授が、「解釈は自由であり、発展するものであるから、憲法制定当時の解釈は、のちに政策の変遷に従つて当然に変遷するべきものである」という意味のことを言っており、丁度、政府の解釈の変遷を有力に弁明する役割を担っている観がある。しかし、このようなルーズな主観的な解釈論が、真理に反する政治的解釈論であり、学問的に見て異論の存するものであることは言うまでもない。^(註六)

(註一) ラスキ教授は、その著『危機に立つ民主主義』の中で、「反革命家たちは最早保守主義者ではない」、と言っているが、私は憲法改悪計画者も同断だと考えるのである。

(註二) 拙著『戦争と平和の政治学』参照。

(註三) 拙著『憲法学原論』『日本国憲法条義』等参照。

(註四) 例えば、宮沢俊義教授(『日本国憲法』・鈴木安蔵教授(『憲法学原論』・佐藤功教授(『憲法』・一円一億教授(『憲法要論』・黒田了一教授(『学習憲法学』等々の九条解釈は、ディテールに於ては、私の九条解釈と異り、またそれぞれに異っている。しかも究極の結論においては一致しているのである。

(註五) このような学説の主張者としては、佐々木惣一博士があり、また中谷敬寿教授・大石義雄教授等がある。これらの人々とともに、私自身もまた京都学派の一人である。私は恩師佐々木博士を尊敬しているものであるが、九条の解釈については説を異にしている。しかし、佐々木博士が、九条を以て、万国の戦争放棄を念願企図しているものであることを強調されている点と、九条の改悪を避けるべきだとされている点は、注目を要すると思う。

(註六) 例えば、拙稿「法の解釈における主観主義と客観主義」参照。

三

叙上のごとく、日本国憲法第九条は、永久平和主義を鮮明にしているのであるから、永世中立主義のプリンスプルを、其の法条中に含んでいないと主張することは、おそらくは困難であり、また無理であろう。永世中立主義の原理

もまた、永久平和主義と同様に、明らかに戦争否定の精神に基拠しているからである。もちろん、これまでの永世中立概念は、武力侵略に対する「真の自衛」の場合を、例外として容認している。すなわち従来、永世中立は、ただ、このような自衛戦争のほかの如何なる戦争にも参加しない、また外国に軍事基地を貸さない、外国と軍事同盟を結ばない、という内容の条約、政策または国際的宣言として、成立するものであったからである。^(註一)

従って、これまでの永世中立は、積極的中立や戦争時中立とともに、軍備（戦力）の放棄を、其の前提条件とするものではなかった。このことは、例えば、現に軍備を有するオーストリア・スイス・スエーデンなどの国々が、永世中立国家であるのを見ても明らかにわかることである。しかし、このような従来の旧きタイプの永世中立主義は、原子核武装の時代には、当然に軍備放棄を前提とした新しい型の永世中立主義に発展しなければならないものである。現に、スイスの核武装が、永世中立違反だといわれているのは、このような理由と、そして要請の存することを示すものである。すなわち真の永世中立国家であるためには、今日では、すべて、軍備放棄を必要不可欠的条件とするものである、と言うことになるのである。

しかるに、永久平和主義は、実は軍備放棄を前提条件として内含している新しき永世中立主義にほかならないものである。すなわち永久平和主義は、それ自体の中に、旧来の永世中立主義の上に、軍備放棄主義を、必至的な構成要件として含蓄していなければならないことになる。それは、永世中立主義を否定するが如き永久平和主義はなく、また軍備を放棄しない永久平和主義はないからである。このように永久平和主義は、必ず永世中立と軍備放棄とを含蓄していなければならないものである。すなわち、永久平和主義と、旧き永世中立主義とは、一はより高く一は低く、また一はより広く一は狭く、其の次元と型を異にするものとして區別されるべきものである、ということである。

永久平和主義と永世中立主義との関係が、以上の如きものであるとすれば、憲法で永久平和主義の規定を定めてい

る日本の場合、必ず永世中立の宣言を、国際法的な関係に於て行ふべき責任がある。或いは「国際連合に向つて、日本を非武装中立地域とする決定を要求すべき」^(註三)責任がある。従つて、現に日本が、かくの如き責任を果さずして、永世中立の宣言をしていない、ということとは、もとより国際的信義を全うするゆえんではない。^(註四)また、たとえ、永世中立宣言未了の場合に於ても、平和主義憲法を有する日本は、憲法上当然に、自国主体的な軍備を用意することを許さねないだけでなく、永世中立主義に反する国家的行動をとることもゆるされない。従つて日本は、特定の外国と軍事同盟条約を締結することも、また特定の外国に軍事基地を貸与することも許され^(註五)ない。しかのみならず、常に世界万国の軍備放棄のために努力すべき義務を負う。要するに、永久平和主義は、きわめて積極的な無軍備的永世中立主義を意味または内在するものである。

しかし自国の憲法に、かくの如き永久平和主義の規定が設けられていても、それ自身、それだけで、外国に対して、自国の永世中立を認むべきことを、直ちに要請し得るものではない。すくなくとも、そのような国際法上の効力があるとすることはできない。このことは、憲法が国内法であつて、国際法源ではないということより言つて、事理まことと明瞭である。しかし、憲法所定の永久平和主義原則の国際法的効力の要請を、外国に対して有し得るためには、現実の国際的關係を十分にふまえて、憲法序節及び第九条により、永世中立を明らかにする旨の宣言（例えば国会宣言）を必要とする、そうして政府は、そのために必要ないっさいの外交關係上の措置を取らなければならない。先ずこれが前提となる。実は、日本国憲法は、そのような政治的行為をする義務を、国会と政府とに課している、と見なければならぬ。言うまでもなく日本は、サンフランシスコ講和条約とともに、直ちに、かくの如き永世中立の宣言義務を果すべきであつたのである。もつとも占領時に於て日本は、被占領的中立の状態に在つたということもできるが、^(註六)講和条約のさい、この中立宣言を忠実に果すべきであつたのである。しかるに日本国憲法を保守しない反動的政権は、

この重大なる国家的で国際的な義務を履行しなかったのである。このことは、明らかに、逆行的不なっている日本政府が、不作為的な違憲行為をなしてきたことを意味するものである。

否、それだけではなく、逆行の一途をたどろうとする日本の政府及び国会は、特定の外国（米国）との間に、軍事同盟条約（旧日米安保条約（一九五一年）・MSA軍事協定（一九五四年）・新日米安保条約（一九六〇年）を締結して、その外国（米国）に軍事基地を提供し、外国（米国）軍隊の駐留を許容し、再軍備を敢てしたものであるから、彼等が、憲法第九条に明らかに違反する積極的な違憲的政治行為をしてきたということは、言いがれ得ないものと言わねばならない。もちろん、そのことは、法的には、アメリカ側の責任と云うべきものではない。否、それが、全面的に、日本の責任であることは疑いない。しかし、アメリカには、重大な政治道義的な国際的責任のあることも、また言を俟たない。このような観点よりすれば、日本の中立を認めるようになったソ連・中国の態度はすでに正しく、然らずして日本をなお軍事基地としているアメリカの態度は、明らかに正しくないのである。

（註七）
日本国の紋上の如き違憲的政治行為は、憲法の法理（日本国憲法第八十一条・第九十八条等参照）から言えば、もちろん提訴等の前提があれば、最高裁判所によって違憲の決定を受けるべき性質のものである。事実、東京地方裁判所は、砂川事件について、米軍の駐留と旧日米安保条約締結の違憲性を審査して、被告を無罪とする正しい判決をしたのである。（註八）しかるに、これに対して、検事上告の結果、最高裁判所は、この不当の検事上告を不当に受理し、いわゆる統治行為説を援用して、国会及び政府のなした旧日米安保条約の締結は、高度の政治性をもつものであるから、司法審査の対象とすることができないとして、其の違憲・合憲決定の権限を放棄した。しかも、原審を破棄差戻にした其の判旨には、安保条約等の合憲性を示唆するが如き判断をしているのである。すなわち、かくの如き最高裁判所の判決は、明らかに最高裁判所に違憲・合憲決定権を賦与した日本国憲法第八十一条、及びすでに無罪とされた行為を訴

追し得ないことを定める日本国憲法第三十九条前段後句に対する違反の疑いがあるのである。^(註九)

このように、日本の国会及び政府は、憲法第九条に従って、永世中立の宣言をなすべきになさず、その上、軍事同盟条約を締結して憲法を侵し、更に最高裁判所も、軍事同盟条約を違憲なりとする判決をなすべきにかかわらず、これを避ける違法を敢てしたわけである。つまり、このような事実は、旧日米安保条約体制が、日本国憲法の永久平和主義と永世中立主義とを、政治的に超尅している、ということにほかならないのであるが、それは日本の政治権力を現に担当しているものが、保守政党ではなく、また革新政党でもなくて、反動政党の自民党である、という事実を意味するものにほかならない。その究極の責任が、国会議員の選挙権と、従って当然に政権選定権を有している国民の無自覚にあることはいうまでもない。

(註一) 例えば、オーストリアは、一九五五年六月七日、国民会議に於て永世中立の決議をし、占領管理の解除(六月二十八日)ののち、十月二十六日オーストリアの中立にかんする憲法法規(Bundesverfassungsgesetz über die Neutralität Oesterreichs)を議会で承認し、十一月五日、その発効となったのであるが、次ぎのような内容をもっている。「第一条(1)自国の対外的独立を恒久的に確立し、自国領土の不可侵を保障するために、オーストリアは、自発的に永世中立を声明する。オーストリアは自ら有するあらゆる手段をもって、永世中立を維持し、擁護する。(2)これらの目的を保障するために、オーストリアは、将来、いかなる軍事同盟にも加入せず、自国領土の軍事拠点を設置することを許さない」。

(註二) スイス・スウェーデン・オーストリア等の永世中立諸国家が、軍備を有していることを理由として、平和主義国日本が、軍備を用意することを当然なりとする議論をなすものがある。しかし、それは日本国憲法の取っている永久平和主義が、それらの国々の旧き永世中立以上に進んだものであることを看却した謬見だと言わねばならない。一九六〇年十月十三日の、ソフィアに於ける、一步前進したとされる「中立の定義」に於てさえも、その採用せる積極的中立主義のうちに未だ軍備否定の積極的宣言の文言がなく、なお消極的に軍備を是認している観があるのである。

(註三) 山川均『日本の再軍備』第二章「非武装中立は不可能か」一二八頁参照。

(註四) 日本が、国際連合に加盟した年(一九五六年)に、私は「永世中立宣言の必要」という一文を、「キリスト者新聞」に寄

稿し、「絶対的平和主義は、永世中立の宣言を伴って始めて完全なるものとなり得る」と述べ、また「若しも日本が、平和主義憲法の制定と同時に、永世中立の宣言をしていたならば、おそらく我々は講和のさいに安全保障等の不平等条約によりて独立を害するが如き屈辱と、M S A再軍備とを経験せずに済んだであろう」、と述べたことがある。

(註五) この点について、平野義太郎教授は、其の論稿「中立の新しい觀念」の中で、日本国憲法第九条が、戦争放棄の規定を設けている以上、永世中立の「ような国際的ステータスをもたなくとも、日本は中立の政策をとる国家類型である筈であった」と言い、更に「日本憲法の規定する基本的な外交コースが日本を永世中立化すること、すくなくとも、中立政策をとって軍事同盟に参加しないことにすることは憲法のうえで、あきらかである」と言っている。なお、石堂清倫等著『中立日本の構造』(二七頁)参照。

(註六) 山川均氏の前掲書(一一七頁)にも、「占領下の日本の方が、独立(名目上の)後の日本にくらべたなら、まだしも中立性を(すくなくとも名目上だけでも)失わないでいた」と述べられている。有田八郎氏が、その著『私を見る再軍備』の中で、「強力な保障国によって保障される永世中立国は、今日のような世界においても、立派に「成り立つ」(一三四頁)と説いたのは、講和条約の翌年のことである。

(註七) 「第八十一条 最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」。

「第三十九条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」。

(註八) 拙稿「刑事特別法の違憲性」参照。

(註九) 拙稿「最高裁判所の砂川判決について」参照。

四

前節で述べた如く、日本国憲法の永久平和主義則の要請する日本の永世中立を妨げているものは、軍事同盟を内容とする日米安保条約体制である。憲法と条約との間のこの矛盾は、現日本における主要なる矛盾であって、末節的の矛盾ではない。しかも、条約体制がその支配的な側面になっている。^(註一)したがって、この矛盾は放置さるべきものではない。

なく、必ず主体的に、すなわち憲法に基いて、すべてに先行して、解決されなければならない問題である。しかし逆に、この矛盾を、非主体的に、すなわち従属的に、日米安保条約を基準にして解決すべきものではない。そのような方針は、明らかに政府の計画的意識的に取っている逆行政策ではあるが、それは国の独立を侵すものであり、矛盾の解決への正しい道ではない。従って、日本としてとるべき道ではない。

もっとも、日本国憲法第九十八条第二項は、「日本国憲法が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定している。そして、これは国際法の第一原理でもある。従って、日本国憲法第九条に矛盾する安保条約でも、これを締結した以上、日本は、これを誠実に遵守しなければならない義務を有するのであり、現に遵守されているものである。しかし、政治的事実の問題としては、このような憲法に矛盾する条約は、十分に遵守され難いのであり、常にトラブルを伴うものである。そのみならず、一方、日本国憲法は、その第九条に従って、この条約改廃の努力をすべきことを、内部的に要請するものである。従って政府は、その改廃交渉の対米的権利をもっているものと言わねばならない。殊に国民は、憲法と人権を守る抵抗の権利を有し、抵抗の義務を課せられているものである。故に、日本国憲法に矛盾する日米安保条約の改廃を要望する権利と義務とのあることを、何人も否定し得ないのみならず、深くこれを自覚する必要がある。

かくして、国民は、日米安保条約に些かもこだわることなく、永世中立の国会宣言をすることが必要である。^(註三)日本の永世中立を阻止している日米安保条約の破棄は、かくの如き永世中立の宣言によって、これを可能とする道をつくらることができるのみである。のみならずまた、それ以外に解決の方法はないのである。言うまでもなく、これを条約の相手国であるアメリカ合衆国政府が妨げることは、国際関係の法と道理と経済の法則が許さない。否、アメリカはこのような道義や法則に反することを敢てする馬鹿な国ではない。従って、過去の経緯にこだわることなく、新しき